

新潟市水道局請負工事検査要綱 新旧対照表

新	旧	備考
<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 工事担当課長 工事を担当する課及び<u>工事事務所</u>の長をいう。</p> <p>（2）（略）</p> <p>第4条～第15条（略）</p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>（定 義）</p> <p>第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 工事担当課長 工事を担当する課及び<u>営業所</u>の長をいう。</p> <p>（2）（略）</p> <p>第4条～第15条（略）</p>	